みなし	重置者σ	) 変 面	手続様式	
ソアウムし	ノヂ末省♡	<i>1 3</i> 2 3C	コールルコス・ユし	

令和 年 月 日

₹	
住 所	
氏名または名称	
代表者氏名	
担 当 者 名	
連絡先(電話)	
連絡先(メール)	

運輸局長 殿

## 内航貨客定期航路事業 変更届出書

下記のとおり内航貨客定期航路事業を変更したので、海上運送法第20条第2項において準用する第19条の10第1項及び同法施行規則第21条の2の規定に基づき、関係書類を添えて届出いたします。

記

1. 住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

2. 変更した事項

別添新旧対照表のとおり

- 3. 変更した年月日
- 4. 変更を必要とした理由

### ※ 変更した箇所のみ記載

新	IΒ		
住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名	住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
住所	住所		
氏名又は名称	氏名又は名称		
代表者氏名	代表者氏名		
航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離	航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離		
(別添航路図のとおり)	(別添航路図のとおり)		

### ※ 変更した箇所のみ記載

		新			IΒ
事業の用に供で 他の輸送施設	する係留 <u>が</u> (使用船舶	施設、水域施設(泊地等をいう。)、陸上施設(乗降施設等をいう。)その 1を除く。)の名称及び位置	事業の用に供 他の輸送施設	<u>せする係留</u> と(使用船舶	施設、水域施設(泊地等をいう。)、陸上施設(乗降施設等をいう。)その 自を除く。)の名称及び位置
①係留施設			①係留施設	r Ž	
名	称:	:	名	称:	
位	置:	:	位	置:	
名	称:	:	名	称:	
位	置:	:	位	置:	
②水域施設			②水域施設		
名	称:		名	称	:
位	置:	:	位	置	:
名	称:	:	名	称	:
位	置:	:	位	置	:
③陸上施設-	その他の!	輸送施設(使用船舶を除く。)	③陸上施設	设その他の	輸送施設(使用船舶を除く。)
名	称:	:	名	称	:
位	置:	:	位	置	:
名		:	名		:
位	置:		位		:

新	旧
第一号様式 [第2条、第19条の2の3、第21条、第22条、第23条、第42条の19関係]	第一号様式 [第2条、第19条の2の3、第21条、第22条、第23条、第42条の19関係]
使用船舶明細書	使 用 船 明 細 書
船名	船名
船舶の種類	船舶の種類
船	船
進水年月	進水年月
船舶所有者	船舶所有者
総 ト ン 数	総 ト ン 数
貨物積載容積	貨物積載容積
自動車航走に係る自 動 車 積 載 面 積	自動車航走に係る自 動 車 積 載 面 積
旅客定員	旅客定員
主機の種類	主機の種類
連続最大出力	連続最大出力
航 海 速 力	航 海 速 カ
(注) 1 予備船の船名は、括弧書きすること。 2 自動車航送に係る自動車積載面積の欄には、自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令	(注) 1 予備船の船名は、括弧書きすること。 2 自動車航送に係る自動車積載面積の欄には、自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令 第十号)別表第二にいう自動車発録番号中の自動車の種別及び目途による分類番号が

- 2 自動車航送に係る自動車積載面積の欄には、自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号が、3、30から39まで、300から399まで、30Aから39Zまで、3AOから3ZZまで、4、40から49まで、400から499まで、40Aから49Zまで、4AOから4Z9まで、4AAから4ZZまで、5、50から59まで、50Oから599まで、50Aから59Zまで、5AOから5Z2まで、5AOから5Zまで、6、60から69まで、60Oから699まで、6OAから69Zまで、6AOから6ZZまで、7、70から79まで、700から799まで、70Aから79Zまで、7AOから7Z9まで及び7AAから7ZZまでの自動車の航送のみに係る自動車積載面積を括弧書きで再掲すること。
- 2 自動車航送に係る自動車積載面積の欄には、自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号が、3、30から39まで、300から399まで、30Aから39Zまで、3AOから3ZZまで、4、40から49まで、400から499まで、40Aから49Zまで、4AOから4Z9まで、4AAから4Z Zまで、5、50から59まで、500から599まで、50Aから59Zまで、5AOから5Z9まで、5AAから5ZZまで、6、60から69まで、600から699まで、60Aから69Zまで、6AOから6Zフまで、6AOから7Z9まで、なび7AAから7ZZまでの自動車の航送のみに係る自動車積載面積を括弧書きで再掲すること。

### ※ 変更した箇所のみ記載

新	IB
<u>運航日程及び運航時刻</u>	<u>運航日程及び運航時刻</u>
運航日程	運航日程
運航時刻	運航時刻
特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする場合、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲	特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする場合、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲
需要者の住所	需 要 者 の 住 所
需要者の氏名又は名称	需要者の氏名又は名称
運送する人の範囲	運送する人の範囲

# 添付書類一覧

●変更届出書(変更に係る内容に限る。)

添付書類	チェック欄
〇 変更届出書	
〇 新旧対照表	
• 航路図	
・ よう船の場合、契約書又はそれに代わる書類	
・ 船舶検査証書(写し)	
・ 船舶検査手帳(写し)	
・ 船客傷害賠償責任保険証券(写し)又は保険契約を締結する計画	
・ 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の事業を営もうとする場合は、当該運送に係る契約書 (写し)又は契約の申込みがあった旨を証するに足りる書類	
・ 登録拒否要件に該当しない旨の誓約書(法人の役員)	
〇 法人である場合は、登記事項証明書	
〇 小型船舶操縦者免許証(写し)	